

学校法人会計について

学校法人は、学校を運営し教育・研究を遂行することを目的としており、企業のように利益を追求する経済活動そのものを事業目的とすることはできません。

学校法人の収入の大半は、自由に増額することが難しい学生生徒等からの入学金や授業料、国や地方公共団体からの補助金で構成されております。

国および地方公共団体からの補助金を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務付けられています。

企業会計は、収益と費用からその経営状態を知ることができますが、学校会計では、計算書類によって財務の面から教育・研究活動が円滑に遂行されているかを知ることができます。

学校法人では、収入が制約的なため長期的な視野にたち計画的な事業運営を行う必要があるため、予算を重要視しており、「予算書」を重要な計算書類の一つとしております。

資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った諸活動に対する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、支払資金（現金および預貯金）の顛末をあらわすものです。

消費収支計算書

当該会計年度の消費収支の内容と均衡状態を明確にし、経営状況をあらわすものです。

法人に帰属する負債（借入金）にならない収入と、資産・借入返済・積立金などの資本的支出に充てる額を除いた支出を計上します。

消費収支の均衡状態の維持は、消費収入と消費支出が同額である状況といえます。

貸借対照表

期末（年度末）における資産・負債・基本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性をあらわすものです。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
財政構造	消費経済体	生産経済体
委託責任機能	学費支弁者、国および地方公共団体、寄付者など	株主、利益関係者
作成書類	資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表